

業務は、委託契約書の実施箇所(以下「実施箇所」という。)の除草等を行うものとする。
業務の種類、実施時期等は以下のとおり。

1. 清掃A 指定日				4. 草刈			
(4月)	6日	1	回	4~5月、 8月、 10月		計	3 回
(5月)	7日	1	回	※ 中央分離帯については、スイセンの花期終了後に実施する。			
(6月)	1日	1	回	5. 樹木剪定			
(7月)	6日	1	回	剪定下木A (ツツジ類、アベリア) 4~6 月		計	1 回
(8月)	3日	1	回	※ 剪定下木A(ツツジ類)については、花期終了後花芽がつく前までに剪定を終わらせることとする。			
(9月)	7日	1	回	剪定下木B (トベラ) 8月		計	1 回
(10月)	5日	1	回	剪定下木C (アベリア) 10月		計	1 回
(11月)	2日	1	回	剪定下木D (カイヅカ) 12月		計	1 回
(12月)	7日	1	回	剪定下木E (シシガシラ) 1月		計	1 回
(1月)	4日	1	回	剪定上木A 9月		計	1 回
(2月)	1日	1	回	剪定上木B 11月		計	1 回
(3月)	1日	1	回	剪定上木C 1月		計	1 回
合 計			12 回	※ 指定月内に実施箇所内の清掃等を実施すること。 実施日については、指定がある場合は指定日を基準とする。 特に指定がない場合は、委託者と協議の上、決定する。 また、予定月によりがたい場合においても、委託者と協議の上、決定する。			
2. 清掃B 指定日				※ 清掃等に当たっては、管理業務委託共通仕様書を遵守すること。			
(4月)	13日	1	回	※ 清掃、除草草刈及び種別ごとの剪定の具体的な内容は、別紙2のとおりとする。			
(5月)	11日	1	回	※ 台風等その他やむを得ない事由により剪定等の対象となる樹木等の面積又は本数が減少した場合は、受託者は、減少した面積又は本数と同等の面積又は本数の剪定等を行うものとする。 その場合、剪定等をする樹木等については、委託者が指定する。			
(6月)	8日	1	回				
(7月)	13日	1	回				
(8月)	10日	1	回				
(9月)	14日	1	回				
(10月)	13日	1	回				
(11月)	9日	1	回				
(12月)	14日	1	回				
(1月)	12日	1	回				
(2月)	8日	1	回				
(3月)	8日	1	回				
合 計			12 回				
3. 除草							
4月、 6月、 8月、 10月			計	4	回		

位置図

